

健生発 1 1 2 4 第 9 号

令和 5 年 11 月 24 日

各眼球あっせん機関の長

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

眼球提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

眼球提供者（ドナー）の適応の判断につきましては、「眼球提供者（ドナー）適応基準について」（平成 12 年 1 月 7 日付け健医発第 25 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、基準通知の別添（眼球提供者（ドナー）適応基準）を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 5 年 12 月 1 日から適用することとしましたので、改正後の眼球提供者（ドナー）適応基準に従い、円滑かつ適正な業務の執行をお願いします。